

筑西広域市町村圏事務組合職員胸章規程

昭和 57 年 5 月 20 日訓令第 4 号

改正 平成 15 年 9 月 25 日訓令第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、筑西広域市町村圏事務組合職員(以下「職員」という。)の服務規律を保持し、あわせて職員としての身分を明らかにし、住民に親しみと利便を与え、かつ、庁内連絡の便に資するため、職員胸章(以下「胸章」という。)の着用について必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第 2 条 この規程で職員とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 筑西広域市町村圏事務組合定数条例(昭和 46 年組合条例第 2 号)に規定する職員
- (2) その他管理者が必要と認める者

(着用時間及び場所)

第 3 条 職員は、勤務時間中、次の場合に胸章を着用するものとする。

- (1) 職員が勤務する庁舎及びその存する構内にある場合
- (2) 前号のほか公務の執行上特に必要な場合

(着用位置)

第 4 条 胸章の着用位置は、胸部の見易い位置とする。

(胸章の形式)

第 5 条 胸章の形式は、管理者が別に定める。

(胸章の交付)

第 6 条 胸章は、あらたに職員になったときに交付する。

2 職員の氏に変更があったときは、事務局長は、従前の胸章と引替えに、新しい胸章を交付するものとする。

(胸章の再交付)

第 7 条 職員は、胸章を紛失し又は破損したときは、速やかに所属長を経て事務局長に申し出、再交付を受けなければならない。

2 前項の再交付にあっては、実費を徴収する。ただし、公務執行上さげ難い等の情状があったときは、この限りでない。

(胸章の返還)

第 8 条 職員が退職するときは、胸章を返還するものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 15 年 9 月 25 日訓令第 8 号)

この訓令は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。